

議案第 77 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 11 月 30 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 8 条第 3 項に基づき、児童福祉に関する事項の調査審議等を行う羽曳野市児童福祉審議会を設置し、その他所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

執行機関の附属機関に関する条例(昭和 44 年羽曳野市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表の羽曳野市社会福祉法人設立認可等審査会の項中「及び認可外保育園の運営等」を削り、同表中

「

| | |
|------------------|--|
| 羽曳野市こども夢プラン推進委員会 | 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく市の計画の策定、推進、進捗状況等についての調査、審議等に関する事項 |
|------------------|--|

」を

「

| | |
|------------------|--|
| 羽曳野市こども夢プラン推進委員会 | 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく市の計画の策定、推進、進捗状況等についての調査、審議等に関する事項 |
| 羽曳野市児童福祉審議会 | 児童の福祉についての調査、審議等に関する事項 |

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年羽曳野市

条例第 188 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | | |
|--------------------|-------------------|-------|
| 羽曳野市こども夢プラン推進委員会委員 | 学識経験者 日額 20,000 円 | 上記に同じ |
| | その他の委員 日額 7,000 円 | |

」を

「

| | | |
|--------------------|-------------------|-------|
| 羽曳野市こども夢プラン推進委員会委員 | 学識経験者 日額 20,000 円 | 上記に同じ |
| | その他の委員 日額 7,000 円 | |
| 羽曳野市児童福祉審議会委員 | 学識経験者 日額 20,000 円 | 上記に同じ |
| | その他の委員 日額 7,000 円 | |

」に

改める。

(羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 3 羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年羽曳野市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「羽曳野市児童福祉審議会(執行機関の附属機関に関する条例(昭和 44 年羽曳野市条例第 7 号)別表に掲げる羽曳野市児童福祉審議会をいう。)」に改める。

(羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 4 羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年羽曳野市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「羽曳野市児童福祉審議会(執行機関の附属機関に関する条例(昭和 44 年羽曳野市条例第 7 号)別表に掲げる羽曳野市児童福祉審議会をいう。)」に改める。

執行機関の附属機関に関する条例 新旧対照表

| 新 | | 旧 | |
|-----------------------|--|-----------------------|--|
| 別表(第2条関係) | | 別表(第2条関係) | |
| 1 市長の附属機関 | | 1 市長の附属機関 | |
| 附属機関の名称 | 担任する事務 | 附属機関の名称 | 担任する事務 |
| 省略 | | 省略 | |
| 羽曳野市社会福祉法人設立認可等審査会 | 社会福祉法人の設立の認可等についての審査、審議等に関する事項 | 羽曳野市社会福祉法人設立認可等審査会 | 社会福祉法人の設立の認可等及び認可外保育園の運営等についての審査、審議等に関する事項 |
| 羽曳野市子ども夢プラン推進委員会 | 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく市の計画の策定、推進、進捗状況等についての調査、審議等に関する事項 | 羽曳野市子ども夢プラン推進委員会 | 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく市の計画の策定、推進、進捗状況等についての調査、審議等に関する事項 |
| 羽曳野市児童福祉審議会 | 児童の福祉についての調査、審議等に関する事項 | | |
| 羽曳野市地域密着型サービス事業者選定委員会 | 地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を行う事業者の公募基準の作成及び選定についての審査等に関する事項 | 羽曳野市地域密着型サービス事業者選定委員会 | 地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を行う事業者の公募基準の作成及び選定についての審査等に関する事項 |
| 省略 | | 省略 | |
| 2 省略 | | 2 省略 | |

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

| 新 | | | 旧 | | |
|----------------------------|----------------------|-----------|----------------------------|----------------------|-----------|
| 別表 | | | 別表 | | |
| 区分 | 報酬の額 | 費用弁償の額 | 区分 | 報酬の額 | 費用弁償の額 |
| 省略 | | | 省略 | | |
| 羽曳野市子ども 夢プラン推進委 員会委員 | 学識経験者 日額 20,000 円 | 上記に 同じ | 羽曳野市子ども 夢プラン推進委 員会委員 | 学識経験者 日額 20,000 円 | 上記に 同じ |
| | その他の委員 日額 7,000 円 | | | その他の委員 日額 7,000 円 | |
| 羽曳野市児童福 祉審議会委員 | 学識経験者 日額 20,000 円 | 上記に 同じ | 羽曳野市国民健 康保険運営協議 会委員 | 日額 20,000 円 | 上記に 同じ |
| | その他の委員 日額 7,000 円 | | | | |
| 省略 | | | 省略 | | |

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(最低基準の向上)</p> <p>第 4 条 市長は、<u>羽曳野市児童福祉審議会(執行機関の附属機関に関する条例(昭和 44 年羽曳野市条例第 7 号)別表に掲げる羽曳野市児童福祉審議会をいう。)</u>の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 省略 以下省略</p> | <p>(最低基準の向上)</p> <p>第 4 条 市長は、<u>児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者</u>(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 省略 以下省略</p> |

羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(最低基準の向上)</p> <p>第 4 条 市長は、<u>羽曳野市児童福祉審議会(執行機関の附属機関に関する条例(昭和 44 年羽曳野市条例第 7 号)別表に掲げる羽曳野市児童福祉審議会をいう。)</u>の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 省略 以下省略</p> | <p>(最低基準の向上)</p> <p>第 4 条 市長は、<u>児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者</u>(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 省略 以下省略</p> |